

池田町公共施設個別施設計画

令和3年3月

1. 計画の目的

本計画は、池田町公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」という）に基づき、点検・診断によって各施設の現状を把握し、維持管理・更新等の方向性を定めるとともに、将来的な財政負担を踏まえながら計画的に対策を実施することで、コストの縮減と平準化を図ることを目的とします。

2. 計画期間

本計画の期間は、総合管理計画の終期にあわせ、令和8年度までとし、社会情勢の変化や施設の改修状況等に応じ、適宜見直すこととします。

3. 対象施設の状況と対策内容

本計画では、以下の施設（建物）を対象とします。

- (1) 行政系施設
- (2) 体育施設
- (3) 社会教育施設
- (4) 学校施設
- (5) 児童福祉施設

※施設の名称や点検結果等は別紙「資料1 個別施設の状況等」のとおりです。

※施設の点検は、「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（文部科学省）」により実施しています。

※上記以外の施設は、点検状況の進捗に応じ、本計画に随時追加していきます。

4. 対策の優先順位の考え方

個別施設の点検結果等を参考に、施設の修繕等の優先順位について以下の点を総合的に勘案し決定します。

(1) 事後保全

既に不具合が生じており、施設利用に支障をきたしたり人的被害の恐れがあるなど、早急に対応が必要とされるものは優先的に対応します。

(2) 点検結果と今後の修繕等見込み

施設の健全度が低い建物であっても、今後の大規模修繕や除却が見込まれている場合は、それらを考慮し必要最小限の対応とします。

(3) 外部に起因する実施時期の限定

法令等により部品等交換が義務付けられているものや、代替部品の製造中止により今後修理不可能となる恐れのあるものは、その時期を考慮し優先順位を決定します。

(4) 地方創生への貢献

人口減を抑制し、移住定住促進や町民の生活環境向上、産業振興につながるものについては、財政状況を踏まえながら実施の可否を決定します。

(5) 財政状況

近年の財政状況を考慮し、年度ごとにかかる費用が集中しないよう調整します。

5. 対策費用

本計画の期間中に、各施設ごとに必要となる費用は総額約 14.5 億円となります。

※施設ごとの更新費用は別紙「資料2 施設ごとの更新費用」のとおりです。